

別紙第3

緊急避難段階の計画

要旨	<p>時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示します。</p> <p>住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の種類により、避難の方法が異なるので注意が必要です。</p>
----	---

関連する計画等

市	境港市地域防災計画（原子力災害対策編）
県	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

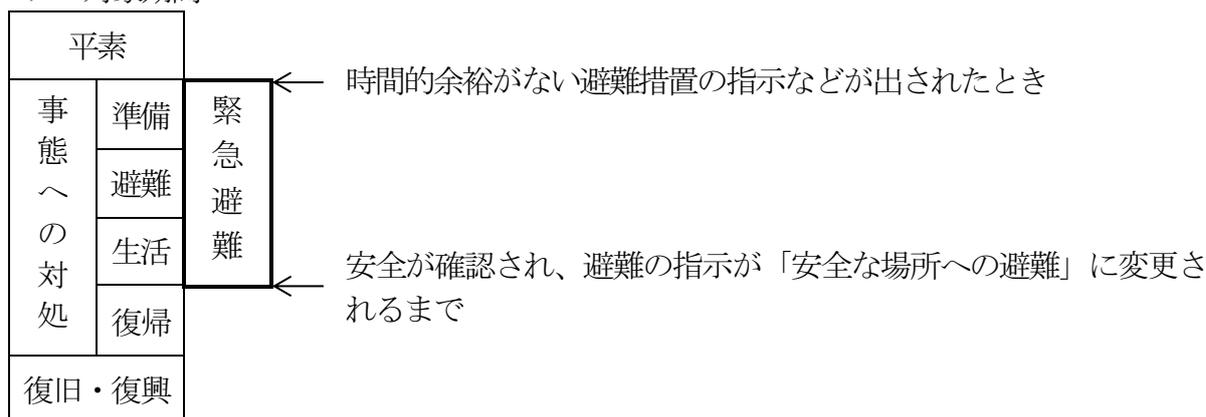
避難タイプとの関連

<p>各避難タイプによる差はありません。</p> <p>共通で、警報・緊急避難の伝達、避難・退避の指示を行います。</p> <p>避難住民の誘導の支援、救援の実施は、他の段階に準じて行います。</p>
--

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

(ア) 避難の指示が事態発生直前になることが予想されます。

(イ) NBCR（核、生物、化学、放射能）兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

(2) 想定される攻撃と被害の種類

ア 攻撃の種類

(ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- (イ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃
- (ウ) NBCR攻撃

イ 被害の種類

- (ア) 爆発
- (イ) NBCR災害（武力攻撃原子力災害を含みます。）
- (ウ) 要人の暗殺

(3) 情報計画

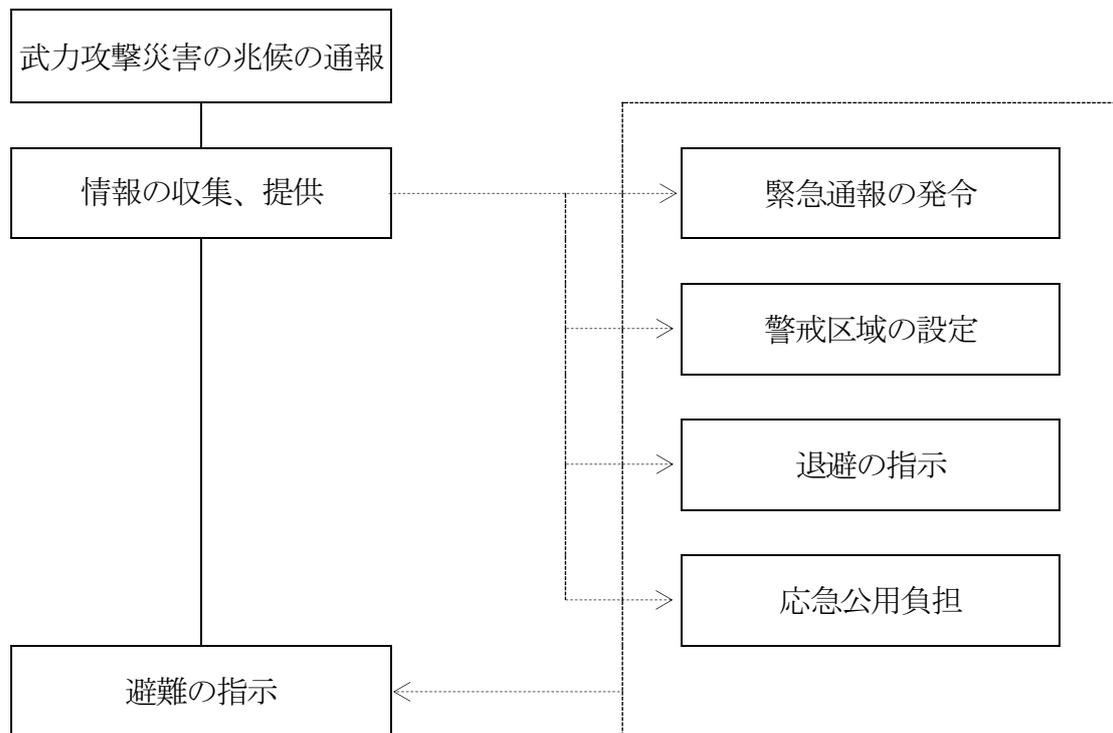
別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

市は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合は、的確かつ迅速に時間的余裕がないことを周知し、避難を指示します。この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。

(2) 実施要領



(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報

「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ア) 兆候の通報（法第98条）」に準じて実施します。

- (イ) 情報の収集、提供
- (ウ) 緊急通報の発令

「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令（法第99条～第101条）」に準じて実施します。

(エ) 退避の指示

「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示（法第112条）」に準じて実施します。

(オ) 警戒区域の設定

「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 警戒区域の設定（法第114条）」に準じて実施します。

(カ) 応急公用負担

「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ) 応急公用負担（法第113条）」に準じて実施します。

(キ) 緊急の避難の指示

ア 情報の収集、提供

(ア) 情報の収集

武力攻撃事態等については、通常国、県などからの情報収集が中心となりますが、市は、安全の確保に細心の注意を払いながら、西部消防局、境港警察署等と連携して迅速に市内の情報を収集します。併せて、県（危機管理局）等からの情報入手に努めます。この際、使用された兵器の特定を優先します。

(イ) 情報の提供

市（事務局、総務部）は、サイレン、防災行政無線、緊急速報（エリア）メール、あんしんトリピーメール、災害対応型自動販売機、市ホームページ、広報車を活用し、消防団、自主防災組織、自治会等の協力など、あらゆる手段により、住民に対し、危険の発生と取るべき対処の指針を伝達します。

イ 実施体制の確保

(ア) 対策本部等の設置

市長は、直ちに職員を招集し、警戒本部を設置するとともに、県（危機管理局）を経由して国に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請します。国から当該指定を受けたときは、迅速に対策本部を設置し、必要な場合は、関係機関・団体等に対する連絡要員の派遣要請、現地対策本部・現地調整所の設置などを実施します。

(イ) 市（事務局）は、NBCR兵器使用の兆候あるいは使用された場合は、直ちに知事（危機管理局、福祉保健部）に報告するとともに避難住民の安全を確認し、必要な場合は直ちに国民保護等派遣、緊急消防援助隊派遣の要請を求めます。

(ウ) 市（事務局）は、NBCR兵器の使用兆候又は使用された場合に、県対策本部内に設置される防護センターが作成する、以下の資料の提供を求めます。

- ・気象資料
- ・爆心地、核出力、爆発形式の判定
- ・NBCR兵器による被害に関する資料
- ・N兵器のフォールアウト予報（図）及びBCR兵器の風下危険地域に関する資料

- ・汚染状況図
- ・放射線被ばく線量の推定

ウ 武力攻撃災害への対処

(7) 対処要領

市（事務局及び各部局等）は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該武力攻撃災害を防除し、及び、被害を軽減するため、県、境港警察署、西部消防局その他関係機関・団体等と連携を密にし、情報収集、被災者の救助、拡大防止等の対処措置を実施します。

a 市による対処

市は、県と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、その区域に係る武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施します。

- 1 武力攻撃災害の発生を防止します。
- 2 武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。
- 3 武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。
- 4 その他被害の最小化に資する措置を実施します。

b 市の能力を超えた場合の対処

市長（事務局）は、知事（危機管理局）に対し、対処を要請します。

知事（危機管理局）は武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施し、県の能力を超える等必要な場合には、国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行うこととされています。

（武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、もし国による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できるという状況）

c 消防による対処

消防は、その施設、人員を活用して、①国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、②武力攻撃災害を防除、軽減するものとします。

消防団は、迅速に参集し、市内に武力攻撃災害等が発生した場合、消火、救助活動を開始します。この際、速やかに西部消防局と連絡調整を行い、その所管下に行動します。

(4) 緊急の避難の指示

a グリラや特殊部隊による攻撃の場合

a ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国対策本部	県	市	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内への一時的避難 ・立入の制限 ・退去 ・外出の抑制、制限
	(緊急通報の発令) (退避の指示) 警戒区域の設定		
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
移動の安全確認			
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達、誘導	
被害状況の把握			・避難

b ミサイル(弾道ミサイル、巡航ミサイル)、航空機による攻撃の場合

国対策本部	県	市	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
	(緊急通報の発令) (退避の指示)		
	警戒区域の設定		
弾頭種類 } の確認 被害状況 } 情報の提供			外出の抑制、制限 情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達、誘導	
被害状況の把握			・避難

弾頭にNBCが使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBCR攻撃」に準じます。

国対策本部が設置されていない場合においても、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-NET）等により、ミサイル発射情報を伝達します。

※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達（再掲）

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線や緊急速報メール等で直接住民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

- (1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合
- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ② 直ちに避難することの呼びかけ
 - ③ 落下情報等についての情報
 - ④ 追加情報

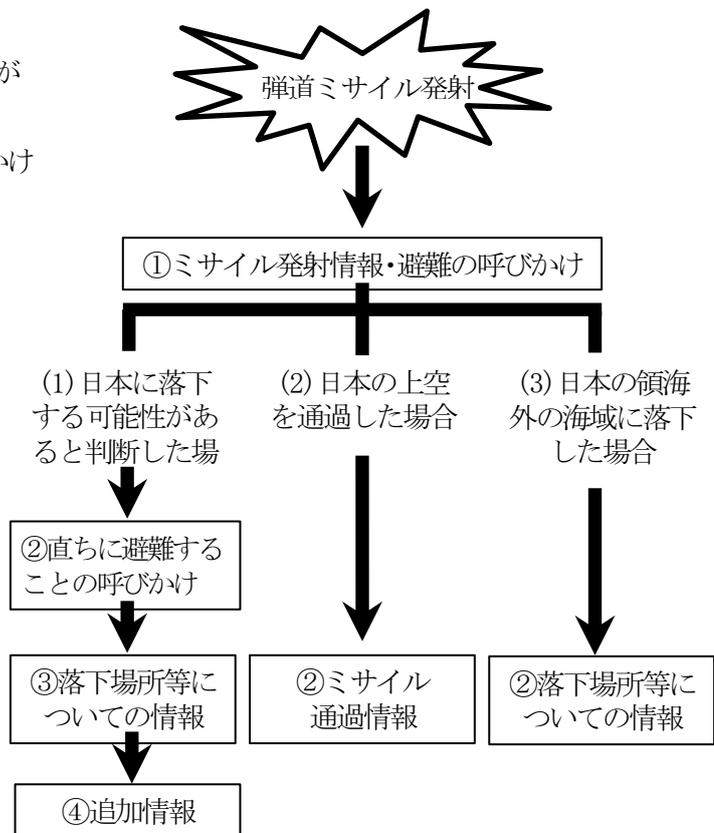
- (2) 日本の上空を通過した場合

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 通過情報

- (3) 日本の領海外の海域に落下した場合

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 落下場所等についての情報

※ 伝達される情報の内容



この場合、市では、住民の具体的な避難行動について、防災行政無線、あんしんトリピーメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等あらゆる手段によって発射情報等初期情報の伝達に努めるとともに、引き続き避難行動をはじめとした住民の取るべき行動について迅速に周知し、安全の確保に努めます。

- ・ 伝達例文（状況により文面や内容は変更されます。）
 - 屋外にいる場合「できる限り頑丈な建物に避難してください。」
 - 建物がない場合「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」
 - 屋内にいる場合「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」

c. NBCR攻撃の場合

市は、NBCR攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、県が国と連携して講じる措置について確認します。ただし、発生から当面の間は、NBCR攻撃であることも

含め、汚染原因、汚染物質の規模等が明らかにならない可能性があることに留意します。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、県及び国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBCR攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じます。

国対策本部	県	市	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り 立入の制限 退去 外出の抑制、制限
	(緊急通報の発令) (退避の指示)		
	警戒区域の設定		
弾頭種類及び被害 状況の確認			→ 個人防護
情報の提供			→ 情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握			→ 避難

(ウ) NBCR災害への対処

各攻撃類型において、NBCR災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

a N (核) 攻撃

項目	対 処
要 点	1 爆風、熱線、放射線への対応 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 3 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間にできるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 4 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための措置を講ずる必要があることを考慮 5 正しい情報を入手する

個人防護	<ol style="list-style-type: none"> 1 核爆発の方向を見ない 2 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけて避難する 3 マスクをして内部被ばくを防ぐ 4 避難できない場合は、退避場所に行く（地下室、窓のない奥まった部屋） 5 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋により密封する 6 石けんで全身をくまなく洗う 7 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 8 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う <p>※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない</p>
避難の指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政の指示に基づき避難 2 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内退避	<ol style="list-style-type: none"> 1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 食品にはラップやふたをする 5 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	<p>テレビ、ラジオに限定</p> <p>※ 電磁パルスによりインターネット、携帯は使用不可</p>
治療	<p>専門医による治療 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により、指定公共機関（量子科学技術研究開発機構、国立病院機構）、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
市の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 核攻撃による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を直ちに県（危機管理局）に報告します。 2 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。救援に当たっては、医療機関と連携し対処します。

b B（生物兵器）攻撃

項目	対	処
指標	<ol style="list-style-type: none"> 1 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数 2 予定されていない、異例の空中噴霧 3 廃棄された噴霧装置 	
個人防護	<p>被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う 2 皮膚を覆う（手袋、帽子、雨合羽、マスク） 3 石けんと水で肌を洗う 4 警察、消防に連絡 	

	5 汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する
避難指示	1 風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 2 危険区域内の住民を区分して避難させる
屋内の避難	1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオ
治療	専門医による治療とワクチン接種 (留意事項) ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置) ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
市の措置	1 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせます。 2 感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、県及び国の指示の下で汚染範囲の把握及び感染源を特定し、米子保健所及び関係機関と連携して消毒等の措置を行います。また、県衛生環境研究所とも連携して行います。

c C (化学兵器) 攻撃

項目	対 処
要 点	被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指 標	1 大量の負傷者、多数の人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている 2 負傷者に一定の症状がある 3 病気が、ある地理上の区域に限定されている 4 動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ。時期でもないのに植物が枯れる 5 気象条件では説明がつかない不自然な液滴 6 不自然な臭い 7 天候、スモッグ、又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 8 不自然な金属片
個人防護	被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
避難の指示	1 責任者の正確な避難の指示に従う 2 風下を避けて遠くに離れる 3 専門的知識のある人間による被災者の救援

屋内避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 地階より上の、窓のない奥まった部屋に退避 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオなど
治療	<p>専門医による治療 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
市の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 措置に当たる要員に防護服を着用させます。 2 関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行います。

d R (放射能) 攻撃

項目	対 処
要 点	<ol style="list-style-type: none"> 1 爆発、放射能による被害 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 3 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意 4 避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための措置を講ずる必要があることを考慮
個人防護	<ol style="list-style-type: none"> 1 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う 2 徒歩で避難 3 汚染区域にいた場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石けんで全身をくまなく洗う ・ 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 4 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 5 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備 <p>※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない</p>
避難指示	風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	<p>※ 汚染区域から離れた場所にいた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下室、窓のない奥まった部屋、自宅にとどまる 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオなど

治療	<p>専門医による治療 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
市の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 放射能攻撃による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を直ちに県（危機管理局）に報告します。 2 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。救援に当たっては、医療機関と連携し対処します。

e 武力攻撃原子力

項目	対 処
要 点	<ol style="list-style-type: none"> 1 放射能への対応 2 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 3 正しい情報を入手する
個人防護	<ol style="list-style-type: none"> 1 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけて避難する 2 マスクをして内部被ばくを防ぐ 3 避難できない場合は、退避場所に行く（地下室、窓のない奥まった部屋） 4 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 5 石けんで全身をくまなく洗う 6 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける <p>※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない</p>
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政の指示に基づき避難 2 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 食品にはラップやフタをする 5 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオなど

治療	専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
市の措置	以下のとおり (※)

※ 武力攻撃原子力災害への対処 (法第105条)

市は、原子力事業所が武力攻撃を受けた場合、又は武力攻撃に伴い原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下、「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）に放射性物質等の放出又は放出のおそれがある場合、周囲への影響にかんがみ、次に掲げる処置を行います。

1 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等に準じた措置の実施

2 放射性物質の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- (1) 市長は、知事から放射性物質の放出又は放出のおそれに関する通報を受けた場合は、防災行政無線、トリピーメール、ホームページ等により住民及び関係機関に伝達します。
- (2) 市長は、知事から武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急対策の実施に係る国の公示内容の通知を受けた場合は、警報の通知に準じて住民及び関係機関に当該公示の内容を通知します。
- (3) 市長は、知事から応急対策の指示を受けた場合、所要の応急対策を行います。
- (4) 市長（事務局）は、武力攻撃原子力災害の細部の状況を確認する必要がある場合は、中国電力に対し専門職員の派遣と説明を依頼します。

3 モニタリングの実施

モニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め
の例により行います。

第3章 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて、緊急時モニタリングの準備や実施等について、県が定める緊急時モニタリング計画に基づき、国や県等の関係機関に協力を行うものとする。

4 住民の避難等の措置

市長は、知事から警報の発令や避難措置の指示が伝達された場合には、当該指示の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示します。この場合において、「屋内避難」や「広域避難」の実施の時期や範囲については、避難措置の指示に基づいて適切に行います。

市長は、まずは「屋内避難」を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難を指示するものとします。

なお、屋内退避については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとします。

5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市長は、国現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。

なお、国の現地対策本部は、原則として、オフサイトセンターに設置されますが、被害の状況等によっては県庁等に設置されることがあります。

市長は、職員を武力攻撃原子力災害合同対策協議会に参加させ、医療関係情報、住民の避難及び避難状況についての報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を行います。

6 措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、県を通じて関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずるよう要請します。

7 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

6 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携し、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

(2) 市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示等に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ県が定める代替の手続によって配布・服用指示を行うものとする。

(3) 県は、緊急時における医師、薬剤師等の確保を図るものとする。

8 避難退域時検査及び簡易除染の実施

避難退域時検査及び簡易除染の実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

4 避難住民等に対する避難退域時検査等の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、中国電力(株)と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民等を避難所に収容するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。

9 飲食物の摂取制限等

飲食物の摂取制限等については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め
の例により行います。

第3章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

(2) 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。

市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、米子市水道局が行う飲料水の検査に協力するものとする。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力するものとする。また、市は、国、県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

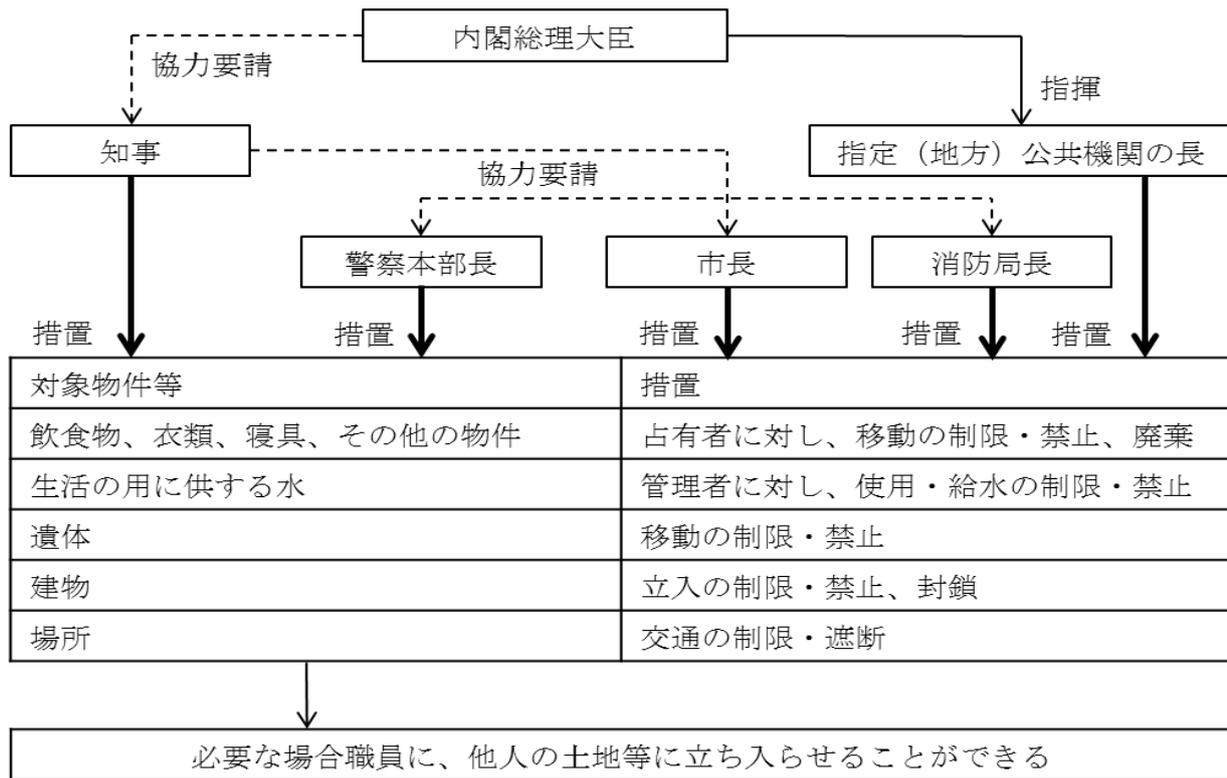
10 要員の安全の確保

市は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報の速やかな提供、被ばく管理等により、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

(イ) 汚染拡大の防止（法第107条～第110条）

市長（事務局）は、汚染(※)の拡大を防止するため特に必要であると認めるときは、県（危機管理局）、境港警察署、西部消防局その他関係機関と連絡調整を行い、名てな人への通知等を行った上で、次にあげる措置を講じます。

※ 武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、毒素又は危険物質等による汚染



(オ) 住民の救援

市長（事務局）は、知事（危機管理局）に対し、攻撃に使われた物質の特定、必要な場合、除染について要請します。

(2) 市長（福祉保健部）は、安全が確認された後に県と協力して医療救援を行います。

3 各機関の役割

(1) 市

部局等	事務又は業務
共通	その他市長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難の指示の伝達 2 国民保護対策本部の設置・運営 3 武力攻撃災害に係る国民保護措置の総括 4 特殊標章等の交付 5 市内における避難の総合調整 6 被害状況の収集及び通信連絡の総括 7 国民保護措置の総合調整
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の計画、手配、運営等（避難住民） 2 職員の動員・派遣要請・受入等 3 職員のサービス、給与、補償等 4 庁舎、市有財産の管理、運用、調査 5 市役所仮庁舎・現地対策本部の緊急設置・移転等 6 人権の擁護に関する事項 7 国民保護措置関係予算その他財政に関する事項

	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 8 国民保護に関する広報、広聴 9 報道機関との連絡調整 10 写真等による情報の記録・収集等 11 鳥取県情報ハイウェイに関する事項 12 市議会に関すること
市民生活部	市民課 環境衛生課 税務課 収税課	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集・提供、安否情報システムへの入力等 2 戸籍・住民登録及び火葬等の許可、遺体の処理、埋葬 3 廃棄物の処理 4 住民の避難・避難誘導（境、上道、余子地区） 5 救援物資の集配の総合調整 6 トイレ、入浴施設の確保
福祉保健部	福祉課 長寿社会課 健康対策課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の避難、安否確認、安全確保及び支援 2 避難所・集合施設等の運営 3 医療、医薬品等に関する事項 4 避難住民の健康維持、保健衛生、感染症予防 5 ボランティア等の支援に関する総合調整 6 食品衛生、食中毒防止 7 赤十字標章等の交付、使用許可
産業部	観光振興課 農政課 水産商工課	<ul style="list-style-type: none"> 1 物資運送手段の確保、手配 2 商工農水産団体との連絡調整 2 避難住民への生活必需品の給与 3 外国人に対する安否確認、広報、避難、救援 4 観光客に対する広報、観光施設等との連絡調整 5 飲食物の確保及び避難住民への提供 6 備蓄物資等の管理
建設部	管理課 都市整備課 建築営繕課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路状況の確認、確保、情報提供 2 武力攻撃災害の応急対処（避難道路等） 3 危険箇所、支障となる工作物の除去等 4 土木資機材等の手配 6 住民の避難・避難誘導（外江、渡、誠道、中浜地区） 7 空港、港湾施設等の把握、確保
教委事務局	教育総務課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 1 文教施設の保全 2 児童、生徒等の救護、避難等 3 被災児童、生徒等への学用品の供給及び応急教育 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力 5 文化財の保護

消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導 2 避難行動要支援者の避難の補助 3 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 4 住民への情報伝達及び市内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助
-----	---

(2) 県

機関名	事務又は業務
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、関係機関への連絡調整、要請 2 緊急通報の発令 3 緊急避難、避難の指示 4 警戒区域の設定 5 国民保護措置の総合調整 6 武力攻撃への対処

(3) 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機関名	事務又は業務
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の連絡調整等 2 武力攻撃災害に係る国民保護措置 3 武力攻撃災害情報等の収集伝達

(5) 指定公共機関

機関名	事務又は業務
共通	本文「第3章 各機関の事務又は業務」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
共通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「4 活動要領」に準じて行います。

(1) 避難準備

別紙第4 「避難準備段階の計画」

(2) 避難

別紙第5 「避難段階の計画」

(3) 避難生活

別紙第6 「避難生活段階の計画」